

**四日市市上下水道局公告（建設工事）における
「参加資格に関する事項」の取扱いについて**

平成27年3月26日

四日市市が発注する建設工事における一般競争入札に関する公告のうち「参加資格に関する事項」については、下記の取扱いのとおりとします。

原則下記の通りとしますが、公告において別に定めのある場合は公告の通りとします。

1 共通事項

(1) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿

①有効期間

四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」とする。）の有効期間は、平成26年6月1日から平成30年5月31日までの4年間となっています。

（随時新規又は業種追加は、名簿に登録された日から平成30年5月31日まで）。

②名簿の登録内容の変更

名簿の登録内容（代表者、住所等）に変更が生じた場合は、共同受付窓口（建設技術センター）に変更届を申請し、その審査が完了した日に名簿に登録します。

※審査完了日以降は、変更後の代表者、住所等により書類の申請をお願いします。

ただし、下記の申請については、年4回（6月、9月、12月、3月）の名簿登録月に登録します。

◆「随時新規」の申請

◆「業種追加」の申請

名簿登録月	登録日	共同受付への申請期間
6月	6月1日	2月1日 ～ 4月末日審査完了分 ※
9月	9月1日	5月1日 ～ 7月末日審査完了分 ※
12月	12月1日	8月1日 ～ 10月末日審査完了分 ※
3月	3月1日	11月1日 ～ 1月末日審査完了分 ※

※ただし、末日が四日市市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。

(2) 格付

①格付方法

格付は、経営事項審査結果通知書の総合評定値に工事成績評点等の主観点数を加えた総合点に基づくほか、完成工事高、技術者数、建設業許可区分を勘案して行います。また、土木一式・建築一式・ほ装については、ランク格付を行います。なお、格付は、市内本店業者についてのみ、行います。格付は、毎年6月に見直しを行いますので、その有効期間は、毎年6月1日から翌年の5月31日までとなります。(随時新規又は業種追加は、名簿に登録された日から翌年の5月31日まで)。

また、格付の後、格付で使用した内容に変更が生じた場合は、次回の格付の変更時まで格付の変更は行いません。

②経営事項審査結果通知書の審査基準日の範囲

6月名簿(随時新規等は、9月、12月、翌年3月名簿)で格付に用いる経営事項審査結果通知書の審査基準日の範囲は、前々年10月1日から前年9月30日までのものとします。

なお、随時新規又は業種追加の場合で、当該業種について格付の範囲内において経営事項審査が受審されていない場合は、随時新規又は業種追加の申請時に提出された最新の経営事項審査結果通知書の値で名簿に登載します。

(3) 四日市市技術職員名簿

市内本店業者の場合は、市の工事を受注した後に配置する現場代理人、主任技術者、監理技術者(以下、配置予定技術者とする)について四日市市技術職員名簿(以下「技術職員名簿」とする。)への登録が必要です。

技術職員名簿の有効期間は、平成26年6月1日から平成30年5月31日までの4年間となっています。

(随時新規は、名簿に登録された日から平成30年5月31日まで)。

技術職員名簿の登録内容(技術者、国家資格)に変更が生じた場合は、調達契約課窓口に変更届(添付書類を含む)を申請し、その審査が完了した日に名簿に登録します。

2 個別事項

個別公告における参加資格条件の取扱いについては、下記のとおりです。

(1) 業種

名簿に登録された業種とします。

(2) 対象ランク又は総合点

①対象ランク

名簿に登録されたランクとします。

ランク格付けは、市内本店業者の土木一式・建築一式・ほ装についてのみ行っています。

②総合点

市内本店業者については、名簿に登録された総合点とします。

市外本店業者については、格付に用いるのと同じ範囲で受審した経営事項審査結果通知書に記載されている総合評価値とします。

(3) 完成工事高

市内本店業者については、名簿に登録された完成工事高とします。

市外本店業者については、格付に用いるのと同じ範囲で受審した経営事項審査結果通知書に記載されている完成工事高の「2年又は3年平均」の値とします。

(4) 建設業の許可

建設業の許可は、名簿に登録された「一般」又は「特定」の許可区分とします。

①許可区分を「一般」から「特定」へ変更した場合の基準日

建設業の許可区分を「一般」から「特定」へ変更した場合は、変更届による名簿登録内容にかかわらず、入札参加条件上、「特定」として取り扱う基準日については、下記の表のとおりとします。

基準日以降に公告するものから「特定」として参加ができます。

名簿月	基準日	共同受付への申請期間
6月	6月1日	2月1日～4月末日審査完了分 ※
9月	9月1日	5月1日～7月末日審査完了分 ※
12月	12月1日	8月1日～10月末日審査完了分 ※
3月	3月1日	11月1日～1月末日審査完了分 ※

※ただし、末日が四日市市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。

②許可区分を「特定」から「一般」へ変更した場合の基準日

共同受付窓口での変更届の審査が完了しだい、名簿へ登録します。

この場合は、公告日現在で名簿に登録された許可区分により参加資格条件を判断します。

(5) 住所要件

名簿に登録された所在地（法人以外は住所）とします。

①住所要件の説明

公告で求める住所要件の説明は下記のとおりです。

案件により複数の住所要件を組み合わせる場合があります。

住所要件	説明
市内本店	市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者※
市内受任者	市内を所在地とする支店又は営業所で名簿に登録されている者※
県内本店	三重県内を所在地とする本店で名簿に登録されている者※
県内受任者	三重県内を所在地とする支店又は営業所で名簿に登録されている者※
市内北部	富洲原・富田・羽津・神前・三重・県・八郷・下野・大矢知・保々・海蔵・橋北地区を本店所在地として名簿に登録されている者※
市内南部	楠・中部・常磐・日永・四郷・内部・塩浜・小山田・川島・桜・河原田・水沢地区を本店所在地として名簿に登録されている者※

※所在地について、登記上の本店所在地と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合は、建設業法上の主たる営業所の所在地とします。

②住所要件の基準日

(ア) 所在地を「市外」から「市内」へ変更した場合

本店の所在地を「市外」から「市内」へ変更した場合は、変更届による名簿登録内容にかかわらず、入札参加条件上、「市内本店業者」として取り扱う基準日については、下記の表のとおりとします。

基準日以降に公告するものから「市内本店業者」として参加ができます。

名簿月	基準日	共同受付への申請期間
6月	6月1日	2月1日 ～ 4月末日審査完了分 ※
9月	9月1日	5月1日 ～ 7月末日審査完了分 ※
12月	12月1日	8月1日 ～ 10月末日審査完了分 ※
3月	3月1日	11月1日 ～ 1月末日審査完了分 ※

※ただし、末日が四日市市の休日を定める条例第1条に規定する休日（日曜日、土曜日祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をもその期限とみなします。

(イ) 上記（ア）以外の所在地変更の場合

共同受付窓口での変更届の審査が完了しだい、名簿へ登録します。

この場合は、公告日現在で名簿に登録された所在地により参加資格条件を判断します。

(6) 配置予定技術者

①入札参加確認申請書に記載する配置予定技術者

入札参加確認申請書に記載する配置予定技術者は、市内本店業者については、技術職員名簿に登録されている者として扱います。また、市外本店業者については、入札参加の都度、国家資格者証・社会保険等の写しの提出を求めます。

②注意事項

技術職員名簿に登録のない技術者を入札参加確認申請書に記載した場合は、落札候補者となっても事後審査の結果、失格となりますのでご注意ください。

新規技術者、資格追加等により技術職員名簿の変更事項がある場合は、あらかじめ調達契約課へ変更届の提出が必要です。事後審査型の場合は、当該開札日の前日までに届出審査が完了した場合は、変更後の内容によって、事後審査を行います。（事前審査型の場合は、当該入札参加確認申請時までに届出審査が完了している必要があります。）

その他、配置予定技術者の詳細な取扱いについては「建設工事配置技術者の取扱いについて」をご覧ください。

③予備の配置予定技術者

落札決定した場合は、入札参加確認申請書に記載した配置予定技術者を契約時に現場代理人・主任技術者として届け出る必要があります。申請書に記載した配置予定技術者以外を、現場代理人・主任技術者として配置することはできません。ただし、入札参加確認申請書の予備欄に参加資格条件を満たした配置予定技術者を記載した場合は、その者を契約時に届け出ることができます。

なお、予備欄への技術者の記入は任意です。

④技術者の資格要件の説明

資格要件	説明
1級国家資格者	1級建設機械施工技士、各業種の1級施工管理技士、1級建築士、技術士、これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの ※
国家資格者	建設業法に定める主任技術者となりうる国家資格を所有する者 ※
実務経験者	建設業法に定める主任技術者となりうる実務経験者ただし、経営事項審査申請書の技術職員名簿に実務経験者として記載のある者 ※

※技術者の資格は、公告の発注業種において主任技術者となりうる国家資格、実務経験業種であることが必要です。

⑤技術者の配置要件の説明

配置要件	説明
常駐	現場代理人について、工事現場への常駐を求めます。
建設業法による配置	主任技術者、監理技術者について、建設業法による配置を求めます。 主任技術者は、受注後の請負金額が建設業法で定める金額以上となった場合は、専任配置が必要となります。 また、受注後に下請負金額の総額が建設業法で定める金額以上となった場合は、主任技術者に代え監理技術者の専任配置が必要となります。
適正配置	現場代理人・主任技術者について、常駐・専任は求めません。